



特許庁  
JAPAN PATENT OFFICE

## 方式審査・出願・登録業務に関する品質ポリシー

特許・実用新案・意匠・商標に関する出願・登録関連書類の方式審査及びその他出願・登録手続に関連する事務業務（以下、「方式審査・出願・登録業務」という。）については、条約・法令等の下に的確に行うことはもとより、出願の受付から権利の登録に至るまで多岐にわたりユーザーと接する業務であることから、ユーザーの視点も踏まえ、適切に行政サービスを提供することが求められています。この品質ポリシーは、特許庁が行う方式審査・出願・登録業務の品質の維持、向上を目的とした品質管理の基本原則を示したものです。

特許庁における方式審査・出願・登録業務に関わる職員一人一人が、幹部のリーダーシップ及び参画の下、強い責任感と意欲を持ち、以下の基本原則にのっとり業務を遂行します。

### 公正性、透明性のある行政サービスを提供します：

特許庁は、方式審査・出願・登録業務を遂行するに当たり、条約・法令及び基準等の指針に従い、公正性、透明性のある業務を行います。また、国内外の制度を巡る環境等を踏まえつつ、基準等の指針の見直しを検討します。

### 全ての職員が関係者とも協力しつつ、品質の向上に取り組みます：

特許庁は、方式審査・出願・登録業務の品質の維持、向上のための各種取組を推進します。

また、国内外の方式審査・出願・登録に関わる方々と協力関係を確保し、協働して方式審査・出願・登録業務の品質の維持、向上を図り、丁寧な対応を心がけます。

### 継続的に業務改善を実践します：

方式審査・出願・登録業務に関わる職員一人一人は、日々の方式審査・出願・登録業務やマネジメント業務に関して、現状に満足することなく、常に検討・評価し、業務の改善を実践します。

### 職員の知識・能力を向上させます：

特許庁は、日々の業務や研修を通じて人材の育成を図るとともに、方式審査・出願・登録業務に関わる職員一人一人は、自主的な研さんを行うことにより、業務遂行に必要な知識及び能力の向上を図ります。

特許庁は、この品質ポリシーを定期的にレビューし、その合理性と実効性を常に維持・向上していきます。

平成 27 年 3 月 特許庁